

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	機船船びき網	いわし船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては60キロワット(30馬力)以下)	別記1	4月1日から翌年3月31日まで	山口県周南市(旧新南陽市に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
2	機船船びき網	さより船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては60キロワット(30馬力)以下)	別記2	5月1日から6月10日	山口県宇部市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
3	ごち網	たいーそうローラーごち網	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から翌年3月31日まで	山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
4	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記3	4月1日から翌年3月31日まで	山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
5	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記4	4月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
6	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記5	4月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
7	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記6	4月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市(大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
8	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記7	4月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市(大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
9	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記8	4月1日から翌年3月31日まで	山口県山陽小野田市大字小野田に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
10	刺し網	あじ、さば流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	3月1日から翌年2月28日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
11	刺し網	さわら、たい、まながつお流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	3月1日から翌年2月28日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
12	刺し網	きす流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から翌年3月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
13	刺し網	すずき刺し網	5トン未満	定めなし	別記9	6月1日から9月30日	山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
14	刺し網	すずき刺し網	5トン未満	定めなし	別記10	5月1日から9月30日	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
15	刺し網	すずき刺し網	5トン未満	定めなし	別記12	5月1日から8月31日	山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
16	刺し網	すずき刺し網	5トン未満	定めなし	別記13	5月1日から8月31日	山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
17	刺し網	すずき刺し網	5トン未満	定めなし	別記14	5月1日から9月30日	山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
18	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記15	10月1日から翌年5月10日	山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
19	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記40及び別記41	4月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
20	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記42及び別記43	4月1日から翌年1月31日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
21	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記43及び別記44	4月1日から翌年1月31日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
22	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記44	4月1日から翌年1月31日まで	山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
23	潜水器	潜水器	5トン未満	定めなし	別記63	11月1日から翌年4月30日まで	山口県宇部市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条					第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
24	潜水器	潜水器	5トン未満	定めなし	別記53、別記58及び別記64	11月1日から翌年6月30日まで	山口県山陽小野田市大字埴生に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
25	潜水器	潜水器	5トン未満	定めなし	別記53、別記56及び別記57	11月1日から翌年6月30日まで	山口県山陽小野田市大字小野田に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
26	はえ縄	たい、はも、あなごはえ縄	5トン未満	定めなし	山口県内海	8月1日から翌年7月31日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
27	はえ縄	ふぐはえ縄	5トン未満 (公示時点で5トン以上の船舶で許可を受けている者については、許可証に記載してある総トン数以下)	定めなし	山口県内海	8月1日から翌年7月31日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
28	たこつぼ	たこつぼ	5トン未満	定めなし	別記16	7月10日から9月9日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
29	小型機船底びき網	手繰第三種(桁網)	5トン未満		山口県内海	11月10日から翌年4月19日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者		○
30	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記17	4月1日から翌年3月31日まで	山口県下松市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
31	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記18	4月1日から翌年3月31日まで	山口県周南市(旧徳山市(大字戸田を除く)に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
32	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記59	4月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市(大字富海、大字牟礼及び大字江泊に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
33	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記19	4月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市(大字向島、大字新田及び大字浜方に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条					第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
34	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記20	4月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市(大字田島及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
35	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記21	4月1日から翌年3月31日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
36	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	3トン未満		別記22	4月1日から翌年3月31日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
37	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記60	11月10日から翌年3月20日まで	山口県下松市及び周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
38	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記38	12月1日から翌年3月31日まで	山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
39	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記40	12月25日から翌年1月31日まで	山口県防府市(大字台道及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
40	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記61	11月10日から翌年3月25日まで	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
41	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記42	11月10日から翌年3月25日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)、山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
42	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記43	12月1日から翌年3月15日まで	山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
43	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記44	12月1日から翌年3月31日まで	山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
44	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記46及び別記48	11月21日から翌年3月31日まで	山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
45	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記46、別記53及び別記62	12月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
46	小型機船底びき網	手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網)	3トン未満		別記53及び別記62	12月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市(大字東岐波を除く)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 30の許可を有しない者	○	○
47	小型機船底びき網	手繰第三種(貝桁網)	5トン未満		別記60	11月10日から11月30日まで及び1月6日から1月31日まで	山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者で、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
48	建網	建網	5トン未満	定めなし	別記23	4月1日から翌年3月31日まで	山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
49	建網	建網	5トン未満	定めなし	別記11	1月1日から12月31日まで	山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者	○	○
50	建網	めばる建網	5トン未満	定めなし	別記43	12月1日から翌年5月31日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
51	建網	めばる建網	5トン未満	定めなし	別記43及び別記44	12月1日から翌年5月31日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
52	建網	めばる建網	5トン未満	定めなし	別記44	12月1日から翌年5月31日まで	山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
53	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記37、別記39、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
54	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記38、別記39、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条					第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
55	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記41、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
56	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
57	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記43、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
58	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記43、別記44、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
59	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
60	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記47、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
61	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記47、別記48、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市嘉川、江崎、深溝に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
62	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54の区域はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条					第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
63	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県宇部市（大字東岐波を除く）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
64	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記52、別記53、別記54及び別記55はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
65	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	別記24	1月1日から12月31日まで	山口県周南市大字櫛ヶ浜、大字栗屋、大字大島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
66	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記41、別記50、別記52及び別記55はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県防府市（大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
67	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記50、別記52及び別記54の区域はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県防府市（大字台道及び大字西浦に限る。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
68	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記43、別記50、別記52及び別記54の区域はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市秋穂東（旧大海村の区域に限る。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
69	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記43、別記44、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東（旧大海村の区域を除く。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
70	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条					第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
71	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記47、別記48、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
72	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記47、別記48、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山口市嘉川、江崎、深溝に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
73	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
74	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県宇部市(大字東岐波を除く)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
75	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記51、別記52、別記53、別記54及び別記56の区域はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県宇部市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
76	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記52、別記53、別記54及び別記55はこの限りではない。	1月1日から12月31日まで	山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
77	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記25	7月1日から9月19日まで	山口県下松市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
78	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記26	7月1日から9月19日まで	山口県周南市大字櫛ヶ浜、由加町、鼓海、大字栗屋、大字大島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○



制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条						第14条第1項第1号	第14条第1項第4号
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
79	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記27	7月1日から9月19日まで	山口県周南市(旧徳山市(大字戸田、大字櫛ヶ浜、大字栗屋及び大字大島を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
80	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記28	7月1日から9月19日まで	山口県周南市(旧新南陽市及び旧徳山市(大字戸田及び大字大津島に限る。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
81	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記41	4月1日から8月31日まで	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
82	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記42	4月1日から翌年3月31日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)、山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
83	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記43	4月1日から翌年3月31日まで	山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
84	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記44	1月1日から12月31日まで	山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
85	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記48	1月1日から12月31日まで	山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
86	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	4月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
87	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記30	4月1日から12月31日まで	山口県宇部市大字西岐波又は床波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
88	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記31	4月1日から12月31日まで	山口県宇部市(大字東岐波、大字西岐波、床波、大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置：第11条					第14条第1項第1号	第14条第1項第4号	
		漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
89	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記58及び別記64 ただし、別記58に係る漁場については、殖生地区の単独管理区域に限る。	1月1日から12月31日まで	山口県山陽小野田市大字殖生に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
90	かご	めばるかご	5トン未満	定めなし	別記38	1月1日から12月31日まで	山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
91	かご	めばるかご	5トン未満	定めなし	別記45	5月1日から10月31日まで	山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
92	かご	めいぼかご	5トン未満	定めなし	別記15	5月1日から11月30日まで	山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
93	げんしき網	げんしき網	5トン未満	定めなし	別記32	7月1日から10月31日まで	山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
94	げんしき網	げんしき網	5トン未満	定めなし	別記33	7月1日から10月31日まで	山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
95	げんしき網	げんしき網	5トン未満	定めなし	別記34	5月11日から10月31日まで	山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
96	げんしき網	げんしき網	5トン未満	定めなし	別記35	5月11日から10月31日まで	山口県宇部市(大字東岐波、大字西岐波及び床波を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
97	小型定置網	建干網	定めなし	定めなし	別記36	3月1日から11月30日まで	山口県山陽小野田市大字殖生に漁業根拠地を有する者又は漁業協同組合	△	○
98	うなぎ稚魚漁業	たも網を使用するうなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	別記65	2月1日から4月30日まで	内共第10号共同漁業権(平成26年4月11日付け山口県告示第146号の免許番号)の漁業権者で、かつ、厚狭川(内共第10号共同漁業権に基づく漁場の区域)でのうなぎ増殖行為のためうなぎの稚魚(全長20センチメートル以下のうなぎ)を採捕する漁業協同組合	△	○